

# 入間市

## 木造住宅耐震診断・耐震改修等 補助制度のご案内



市では、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修、防災ベッド等の設置を行う方に、費用の一部を補助します。

- ※ 補助金が該当事業年度の予算枠を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。
- ※ 耐震改修等補助制度の対象となるのは、耐震改修工事及び防災ベッド等の設置に要する費用のみであり、同時に行うリフォーム工事に要する費用や、防災ベッド等設置に伴う床補強工事等に要する費用は補助対象とならないのでご注意ください。
- ※ 建築基準法の規定に違反していることが明らかなものは、補助対象とならないのでご注意ください。
- ※ 市役所開発建築課にて、木造住宅の無料簡易耐震診断を行っています。(無料簡易耐震診断は、現地調査を行いません。図面をもとに行う机上での簡易な診断です。より正確な診断を行うためには、現地調査が必要です。)

# 目 次

◆ 耐震診断補助制度編	・ ・ ・	3
◆ 耐震改修工事補助制度編	・ ・ ・	7
◆ 防災ベッド等設置補助制度編	・ ・ ・	1 1
◆ 補助対象防災ベッド等	・ ・ ・	1 5

# 耐震診断補助制度編

# ◆ 耐震診断補助制度

## 1 補助対象建築物

市内に存する木造建築物で、次の(1)～(3)に掲げるすべての要件に該当するもの

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は兼用住宅\*

\* 店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの

(2) 在来軸組構法\*又は枠組壁工法（ツーバイフォー）によって建築されたもの

\* 太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法を含む

(3) 階数が地上2以下のもの

※ 木造一部鉄骨造は、補助対象建築物に該当しませんので注意してください。

## 2 補助対象者

補助対象建築物を所有し、市税の滞納がない方

## 3 補助対象となる耐震診断

建築士事務所に所属する建築士が、一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」\*により、建築物の地震に対する安全性を評価するもの

\* 国土交通省が策定した建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づく方法

## 4 補助金額

耐震診断に要した費用\* ×  $\frac{1}{2}$  = 補助金額 (1,000円未満切捨て)

ただし、50,000円を限度とします。

\* 補助対象となるのは、耐震診断に要した費用のみです。耐震改修設計の費用は含みませんのでご注意ください。

## 5 手続きの流れ

耐震診断の申請者	入間市	備考
<p style="text-align: center;">スタート</p>		
↓		
<p style="text-align: center;">耐震診断を行う予定者 (建築士事務所) の決定</p>	<p>※ この時点で耐震診断の契約・実施は行わないでください。</p>	<p>※ 市役所開発建築課にて、木造住宅の無料簡易耐震診断を行っていますので、補助制度による耐震診断を行う前に受診されることをお勧めします。</p>
↓		
<p style="text-align: center;">補助金交付申請書 (様式第1号)</p>		<p>※ 補助金が当該事業年度の予算枠を超えた場合は、その時点で終了となりますのでご了承ください。</p>
↘	<p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書 (様式第3号)</p>	<p>※ 補助金交付決定通知書を受けてから耐震診断の契約・実施を行ってください。</p>
<p style="text-align: center;">耐震診断の契約・実施</p>		
↓		
<p style="text-align: center;">耐震診断完了 建築士事務所への耐震診断費用の支払</p>	<p>※ 耐震診断の結果報告書には、診断者の所見や現地調査の状況写真等の添付をお願いします。</p>	<p>※ 耐震診断の内容に変更等があった場合、変更承認等の手続きが必要になる場合があります。</p>
↓		
<p style="text-align: center;">補助事業実績報告書 (様式第7号)</p>		<p>※ 耐震診断が完了したときは、耐震診断が完了した日から起算して20日を経過する日又は当該事業年度の3月10日までに実績報告を行ってください。</p>
↓	<p style="text-align: center;">補助金交付額確定通知書 (様式第8号)</p>	
<p style="text-align: center;">補助金請求書 (様式第9号)</p>	↓	
	<p style="text-align: center;">補助金の交付 (振込み)</p>	

## 6 申請方法（必ず耐震診断の契約・実施をする前に申請を行ってください。）

〔補助金の交付申請に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 市役所資産税課で発行する「家屋評価証明書」（200円）又は建築物の所有者及び建築年次を証明するもの（「登記事項証明書」など）
- (4) 耐震診断に要する費用\*の見積書の写し（内容（内訳）が分かるもの）
- (5) 市役所収税課で発行する「市税に滞納がないことの確認願」（様式第2号）  
（申請用紙は開発建築課にてお渡しいたします。）
- (6) 本人以外の方が交付申請書を提出する場合は、本人の委任状（2部）  
（交付申請用と(5)の「市税に滞納がないことの確認願」用）

## 7 耐震診断完了の報告

〔耐震診断完了の報告に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震診断補助事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 耐震診断の結果報告書（診断者の所見や現地調査の状況写真等を含む）
- (3) 耐震診断に要した費用\*の領収書の写し
- (4) 本人以外の方が実績報告書を提出する場合は、本人の委任状

## 8 補助金の請求

〔補助金の請求に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震診断補助金請求書（様式第9号）
- (2) 本人以外の方が請求書を提出する場合は、本人の委任状

\* 補助対象となるのは、耐震診断に要した費用のみです。耐震改修設計の費用は含みませんのでご注意ください。

# 耐震改修工事補助制度編

# ◆ 耐震改修工事補助制度

## 1 補助対象建築物

市内に存する木造建築物で、次の(1)～(4)に掲げるすべての要件に該当するもの

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は兼用住宅
- (2) 在来軸組構法又は枠組壁工法（ツーバイフォー）によって建築されたもの
- (3) 階数が地上2以下のもの
- (4) 耐震診断による上部構造評点が1.0未満と判定されたもの

「耐震診断」とは、建築士事務所に所属する建築士が、一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」\*により、建築物の地震に対する安全性を評価するものをいう。

\*国土交通省が策定した建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づく方法

## 2 補助対象者

補助対象建築物を所有し、市税の滞納がない方

## 3 補助対象となる耐震改修

耐震診断による上部構造評点が1.0未満の補助対象建築物について、建築士事務所に所属する建築士が、当該評点が1.0以上になるように行った改修の設計に基づき、建設業法に規定する建設業者が工事を実施するもので、地盤及び基礎が安全であるもの

## 4 補助金額

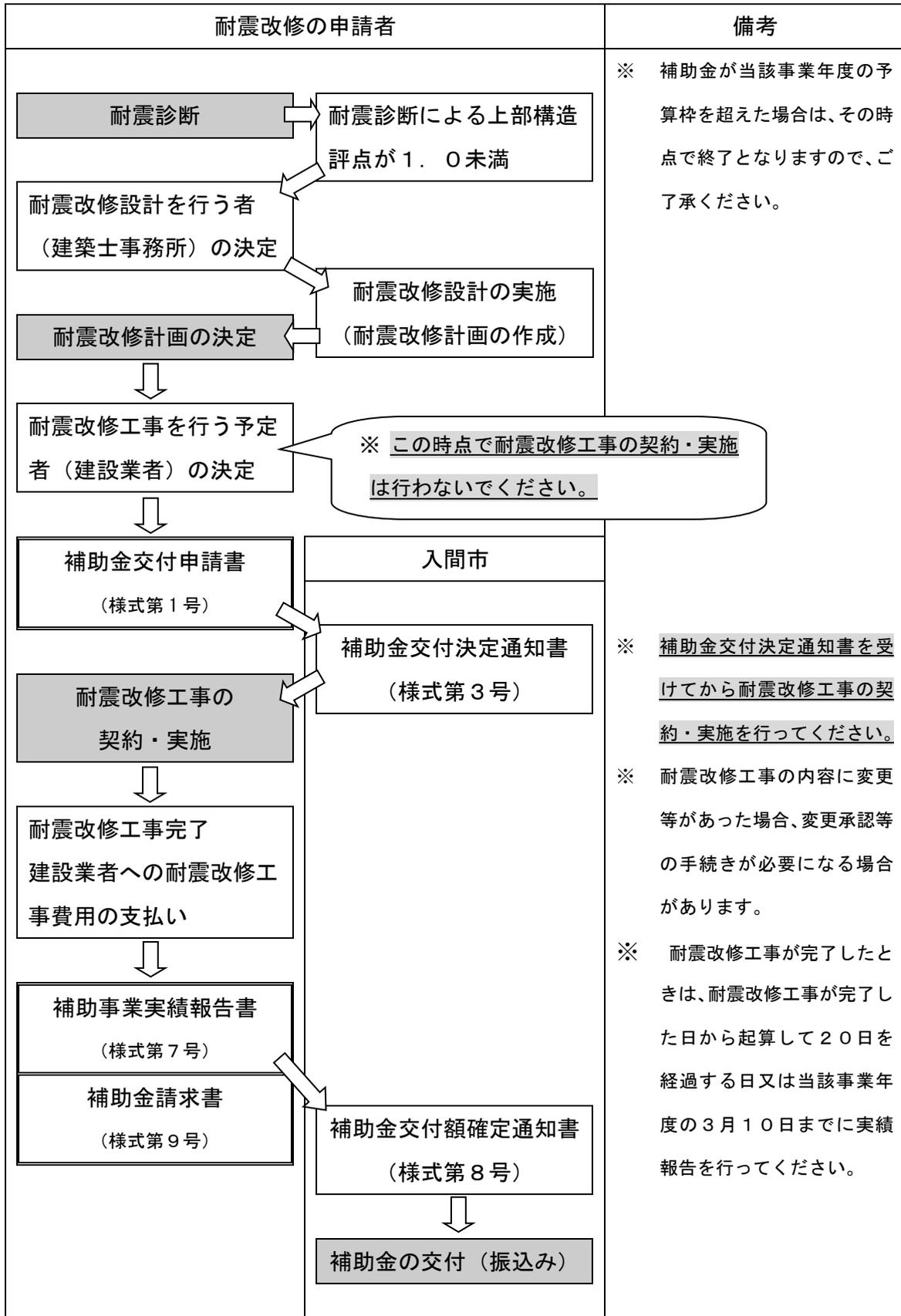
耐震改修に要した費用\* × 23% = 補助金額 (1,000円未満切捨て)

ただし、200,000円を限度とします。

以上のほか、対象建築物の延べ床面積による限度額（32,600円／延べ床面積(m<sup>2</sup>)）があります。

\* 補助対象となるのは、耐震改修工事に要した費用のみです。耐震改修と同時にリフォーム工事を行う場合、リフォーム工事に要した費用は補助対象とならないのでご注意ください。

## 5 手続きの流れ



## 6 申請方法（必ず耐震改修工事を契約・実施する前に申請を行ってください。）

〔補助金の交付申請に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 市役所資産税課で発行する「家屋評価証明書」（200円）又は建築物の所有者及び建築年次を証明するもの（「登記事項証明書」など）
- (4) 市役所収税課で発行する「市税に滞納がないことの確認願」（様式第2号）  
（申請用紙は開発建築課にてお渡しいたします。）
- (5) 耐震診断の結果報告書の写し
- (6) 耐震改修により得られる上部構造評点及び補強方法を示す設計図書等耐震改修計画の内容が分かるもの（2部）
- (7) 耐震改修に要する費用\*の見積書の写し（内容（内訳）が分かるもの）（2部）
- (8) 現況カラー写真（建物外観及び改修部分が分かるもの）（2部）
- (9) 本人以外の方が交付申請書を提出する場合は、本人の委任状（2部）  
（交付申請用と(4)の「市税に滞納がないことの確認願」用）

## 7 耐震改修完了の報告

〔耐震改修完了の報告に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震改修等補助事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 耐震改修に要した費用\*の内訳書及び契約書の写し
- (3) 耐震改修に要した費用\*の領収書の写し
- (4) 工事の内容が分かる工事状況カラー写真（施工前、施工中及び施工後）
- (5) 本人以外の方が実績報告書を提出する場合は、本人の委任状

## 8 補助金の請求

〔補助金の請求に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震改修等補助金請求書（様式第9号）
- (2) 本人以外の方が請求書を提出する場合は、本人の委任状

\* 補助対象となるのは、耐震改修工事に要した費用のみです。耐震改修と同時にリフォーム工事を行う場合、リフォーム工事に要した費用は補助対象とならないのでご注意ください。

# 防災ベッド等設置補助制度編

# ◆ 防災ベッド等設置補助制度

## 1 補助対象建築物

市内に存する木造建築物で、次の(1)～(4)に掲げるすべての要件に該当するもの

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅又は兼用住宅
- (2) 在来軸組構法又は枠組壁工法（ツーバイフォー）によって建築されたもの
- (3) 階数が地上 2 以下のもの
- (4) 耐震診断による上部構造評点が、1. 0 未満と判定されたもの（市が行う無料簡易耐震診断による上部構造評点が 0. 7 未満と判定されたものも可）

「耐震診断」とは、建築士事務所に所属する建築士が、一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」\*により、建築物の地震に対する安全性を評価するものをいう。

\* 国土交通省が策定した建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づく方法

「市が行う無料簡易耐震診断」とは、市役所開発建築課にて行う机上での簡易な診断をいう。持参した図面をもとに診断するもので、現地調査は行いません。

## 2 補助対象者

補助対象建築物を所有し、市税の滞納がない方

## 3 補助対象となる防災ベッド等の設置

人間市耐震改修等補助金実施要領に記載する防災ベッド等（15 ページ参照）で、補助対象建築物の 1 階部分に設置するもの。

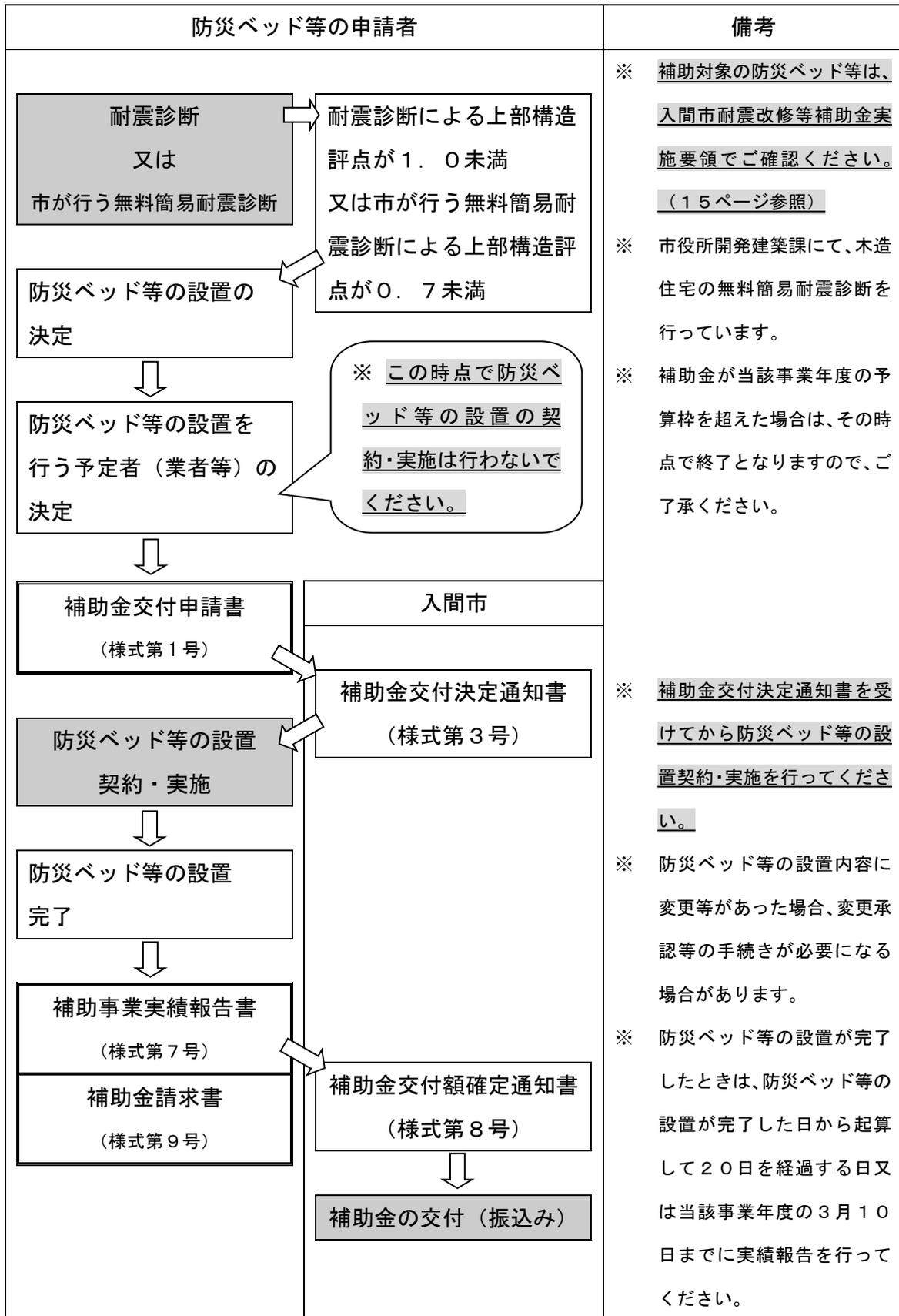
## 4 補助金額

$$\text{防災ベッド等の設置に要した費用（1 基あたり）}^* \times \frac{1}{2} = \text{補助金額（1,000 円未満切捨て）}$$

ただし 100,000 円 を限度とします。

- \* 補助対象となるのは、防災ベッド等の本体に要した費用のみです。防災ベッド等の設置と同時に床補強工事等を行う場合の要した費用は補助対象とにならないのでご注意ください。
- \* 補助設置基数については、当該建築物の所在地に住所を有する者の人数まで申請できますが、補助金予算枠が決まっているため、希望する基数に対して補助できない場合もございます。

## 5 手続きの流れ



## 6 申請方法（必ず耐震改修工事を契約・実施する前に申請を行ってください。）

〔補助金の交付申請に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 市役所資産税課で発行する「家屋評価証明書」（200円）又は建築物の所有者及び建築年次を証明するもの（「登記事項証明書」など）
- (4) 市役所収税課で発行する「市税に滞納がないことの確認願」（様式第2号）  
（申請用紙は開発建築課にてお渡しいたします。）
- (5) 耐震診断又は市が行う無料簡易耐震診断の結果報告書の写し
- (6) 防災ベッド等のカタログ及び設置図面等設置の内容が分かるもの（2部）
- (7) 防災ベッド等に要する費用\*の見積書の写し（内容（内訳）が分かるもの）（2部）
- (8) 現況カラー写真（建物外観及び設置箇所が分かるもの）（2部）
- (9) 本人以外の方が交付申請書を提出する場合は、本人の委任状（2部）  
（交付申請用と(4)の「市税に滞納がないことの確認願」用）

## 7 耐震改修等完了の報告

〔耐震改修等完了の報告に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震改修等補助事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 防災ベッド等の設置に要した費用\*の内訳書及び契約書の写し
- (3) 防災ベッド等の設置に要した費用\*の領収書の写し
- (4) 防災ベッド等の設置の内容が分かる設置状況カラー写真（施工前、施工中及び施工後）
- (5) 本人以外の方が実績報告書を提出する場合は、本人の委任状

## 8 補助金の請求

〔補助金の請求に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市木造住宅耐震改修等補助金請求書（様式第9号）
- (2) 本人以外の方が請求書を提出する場合は、本人の委任状

\* 補助対象となるのは、防災ベッド等の本体に要した費用のみです。防災ベッド等の設置と同時に床補強工事等を行う場合に要した費用は補助対象とはならないのでご注意ください。

## ◆ 補助対象防災ベッド等

補助対象となる防災ベッド等については、以下に掲載される商品のみですので、  
ご注意ください。(入間市木造住宅耐震改修等補助金交付実施要領により定められております。)

### 補助対象となる防災ベッド等の一覧

No.	分類	名称	会社名	備考
1	防災ベッド	介護用防災フレーム	(株)ニッケン鋼業	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定
2	防災ベッド	防災ベッド 標準型BB-002		
3	防災ベッド	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業(株)	
4	防災ベッド	安心防災ベッド枠B		
5	防災ベッド	耐震ベッド ウッド・ラック	新光産業(株)	



問い合わせ／申し込み 入間市都市整備部開発建築課

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡 1-16-1

TEL 04-2964-1111 内線 3322～3325

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>

2019. 4. 1 開発建築課作成

2025. 4. 1 一部改訂